

令和4年度日本芸術院会員候補者の推薦基準

令和4年9月20日
日本芸術院会員候補者推薦委員会決定

(1) 芸術上の功績顕著な表現者としての芸術家であること。

- ① 日本国内または国外における芸術上の十分な活動実績と、それに対する高い評価を有する芸術家であること。
- ② 評価指標は芸術上の業績を第三者が評価・選考する顕彰制度や賞とする。
→ 文化勲章、文化功労者、重要無形文化財保持者各個認定（いわゆる人間国宝）、紫綬褒章、芸術選奨文部科学大臣賞、その他各分野の国内の有力な賞、世界的に権威のある賞など
- ③ 上記②の顕彰制度や賞がない分野については、客観的に顕著な国内または国外における芸術上の業績を評価指標とする。
→ 例えば、海外の歌劇場や管弦楽団等で芸術監督や首席を務めるなど。
- ④ 一団体の内部的評価（公募団体展での受賞など）は評価指標としない。
- ⑤ 推薦にあたっては、ジェンダーバランスに配慮すること。
→ 芸術上の功績顕著な女性の芸術家の推薦に努める。
- ⑥ 現代美術、バレエ・現代舞踊、現代演劇など、現代的要素を持つ芸術が含まれることは当然である。

(2) 芸術の発達に寄与する活動を行うこと。

- ・ 芸術院会員として、講演やワークショップ等、対外発信や後進の育成等、文化芸術の振興のために積極的に活動できること。

(3) 芸術に関する重要事項を審議すること。

- ・ 芸術院の総会等において、我が国の芸術に関する課題について積極的

に問題提起や意見具申ができること（オンラインでの参加や書面での意見提出を含む）。